

## [事案 28-288] 契約者貸付利息免除請求

・平成 29 年 8 月 7 日 裁定不調

### <事案の概要>

配偶者が勝手に契約者貸付の手続きを行っていたことを理由に、貸付金の利息の免除を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 4 年 5 月に契約した終身保険を平成 28 年 6 月に解約したところ、平成 4 年 10 月および平成 7 年 4 月に契約者貸付を受けていたため、解約返戻金から貸付額およびその利息が控除されて支払われたが、2 回の契約者貸付はいずれも配偶者が勝手に手続きをしたものであるから、貸付額の控除は許容するものの、利息相当額は返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付の手続きに際しては、保険証券の提出と届出印の書類への捺印がなされ、貸付金の送金先は申立人名義の保険料振替口座であったから、同手続きは有効である。
- (2) 申立人は、貸付を受けていることについて、平成 17 年に当社に問い合わせたため、遅くともその時点で貸付について認識していたが、その後異議の申出がなかったことから、貸付を追認していたと考えられる。
- (3) 申立人は、自身の口座や通帳の管理を配偶者に任せていたと認めており、本契約の保険証券や届出印の管理も任せていたと推察される。そうすると、仮に申立人の配偶者が手続きをしたとしても、申立人の同意があったと考えられる。
- (4) 募集人の記憶によると、平成 4 年 10 月の貸付手続の際は、申立人が同席していた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、貸付手続時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、2 回の契約者貸付の手続きは有効と認められるため、契約者貸付の利息相当額の返還は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 申立人が主張するように、申立人が関与しないところで契約者貸付の手続がなされたとすれば、契約者貸付の効力に影響はないとしても、募集人として不適切な対応であった。
- (2) 保険会社が主張するように、申立人も同席の上で上記手続が進められたとすれば、募集人は、契約者貸付の申込書等には申立人の自署を求めるべきだった。